

県南広域振興局長告示第 114 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 1 項の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 10 月 20 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370900730	あすなるケアサービス	一関市真柴字川戸 17 番地 1	一関市字下大槻街 7 番地 5	平成 18 年 9 月 19 日